

中山間地域等直接支払制度について

◎制度の目的

中山間地域は流域の上流部に位置することから、中山間地域の農業・農村が持つ水源の水質維持と保水、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の財産、豊かな暮らしが守られています。

しかし、中山間地域では、過疎化・高齢化が進む中で自然的・経済的・社会的条件の不利性から、担い手の減少、耕作放棄地の増加などによって、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが心配されています。

このため、耕作放棄地の増加などによって多面的機能の低下が特に懸念される中山間地域において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するということを目的としています。

◎制度概要

中山間地域等直接支払制度では、対象となる農用地において農業生産活動を行う複数の農業者等が、農業生産活動や農道・水路等の管理、多面的機能の増進に繋がる活動の実施計画を作成し、市長と協定を締結します。これを集落協定といいます。

その集落協定に基づいて、5年以上継続して取り組まれる活動に応じて交付金が交付されます。

◎対象となる地域

特定農山村法、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、棚田地域振興法及び都道府県知事が指定する地域

◎対象となる農用地

以下の①～④の基準のいずれかに該当する、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存在する一団の農用地

※一団の農用地とは？

農用地面積が1ha以上の団地又は集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上のもの

- ① 急傾斜農用地(田:傾斜 1/20 以上 畑・草地・採草放牧地:傾斜 15 度以上)
- ② 緩傾斜農用地(田:傾斜 1/100 以上 1/20 未満
畑・草地・採草放牧地:傾斜8度以上 15 度未満)
- ③ 小区画、不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地
- ⑤ 積算温度が低く、草地比率の高い草地

- ⑥ 「棚田地域振興法」によって指定された地域の急傾斜農用地及び同農用地と連なった緩傾斜農用地
- ⑦ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

◎対象行為

（１）集落の将来像を明確化し、農地管理活動等を行う（全集落が実施必須）

要件	活動項目・内容
①農業生産活動等	適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、荒廃農地の復旧や畜産的利用、担い手の確保・育成、高齢農家・離農者の農地の賃借権設定、法面保護・改修、鳥獣被害の防止等(1項目以上実施)
	適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等)
②多面的機能増進活動	土壌流亡に配慮した営農の実施、農用地と一体となった周辺林地の管理等
	景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、棚田のオーナー制度、グリーン・ツーリズム
	魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、環境の保全に資する活動

- ① は両方の活動を実施
- ② は3つの中から1つ以上の活動を実施

（２）自律的かつ継続的な農業生産活動体制の整備に向けた強化を行う （協定期間中（R7～R11）に作成完了）

要件	活動項目・内容
①ネットワーク化活動計画の作成	※ネットワーク化活動計画とは？ 集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化(活動の連携)や統合、多様な組織等の参画に向けた「計画

（３）より積極的な取組を行う（任意で実施）

加算事項	活動項目・内容
棚田地域振興活動加算	棚田地域振興農地(※)において、「棚田等の保全」、「棚田等の多面的機能の維持・発揮」、「棚田地域の振興」の3項目に、それぞれ定量的な目標を定めて活動を行う場合、該当の農用地面積に加算
超急傾斜農地保全管理加算	超急傾斜地(田:1/10 以上、畑:20 度以上)の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算
ネットワーク化加算	複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の持続のための活動を行う場合に加算
スマート農業加算	スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算
集落機能強化加算の経過措置	第5期対策(R2～R6)に集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定のうち、1組以上の農業者団体以外の組織または構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する場合に加算

(※) 棚田振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画が策定された地域内の、協定農用地の勾配が田で 1/20 以上、畑で 15 度以上である農地

※一部重複のできない加算措置があります。

◎交付単価

各集落協定に交付される金額は、対象農用地の面積に交付単価を乗じ算定されます。交付単価は、対象農用地の地目及び傾斜の他に、集落協定の活動内容によって変わります。

上記対象行為(1)を実施→**基礎単価(通常単価の8割)**

上記対象行為(1) + (2)を実施→**体制整備単価(通常単価)**

上記対象行為(1) + (2) + (3)を実施→**体制整備単価(通常単価) + 加算単価**

が交付されます。

加算を受けるには、原則として体制整備単価である必要がありますが、超急傾斜農地保全管理加算に限り、基礎単価の場合であっても活用が可能です。

☆通常単価(10a当たり)

地目	区分	基礎単価 (通常単価の8割)	体制整備単価 (通常単価)
田	急傾斜	16,800円	21,000円
	緩傾斜	6,400円	8,000円
畑	急傾斜	9,200円	11,500円
	緩傾斜	2,800円	3,500円
草地	急傾斜	8,400円	10,500円
	緩傾斜	2,400円	3,000円
	草地比率の高い草地	1,200円	1,500円
採草放牧地	急傾斜	800円	1,000円
	緩傾斜	240円	300円

注1) 小区画・不整形な田、高齢率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります

注2) 交付単価は上限単価です

注3) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです

申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります

☆加算単価(10a当たり)

加算項目	加算単価
棚田地域振興活動加算	急傾斜 : 10,000円/10a 超急傾斜 : 14,000円/10a
超急傾斜農地保全管理加算	地目にかかわらず: 6,000円/10a
ネットワーク化加算	地目にかかわらず ～5ha: 10,000円/10a 5～10ha: 4,000円/10a 10～40ha: 1,000円/10a
スマート農業加算	地目にかかわらず: 5,000円/10a
集落機能強化加算の経過措置	地目にかかわらず: 3,000円/10a

注1) 棚田地域振興活動加算については、ネットワーク化加算との重複は可能ですが、超急傾斜・スマート農業の各加算、集落機能強化加算の経過措置と同一農用地を対象とした重複はできません。

注2) 集落機能強化加算の経過措置については、ネットワーク化加算との重複はできません。

注3) 複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要とすることがあり、同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。

注4) 超急傾斜加算以外の加算措置を活用する場合、協定参加者の話し合いにより、その取組によって達成する定量的な目標を定めます。そのうち、棚田振興活動加算における目標については、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、その妥当性の確認を図ります。設定した目標が取組期間内に達成されなかった場合は、加算の遡及返還が必要となります。